

承認第6号

専決処分の承認を求めるについて

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、議会の承認を求める。

令和4年6月6日提出

木津川市長 河井 規子

専決処分書

議会の議決すべき下記の事件について、地方自治法（昭和22年法律第67号）  
第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分する。

令和4年3月31日

木津川市長 河井 規子

記

木津川市介護保険条例等の一部改正について

## 木津川市条例第11号

### 木津川市介護保険条例等の一部を改正する条例

第1条 木津川市介護保険条例（平成19年木津川市条例第113号）の一部を次のように改正する。

（下線部分は改正部分）

改正後	改正前
<p>（新型コロナウイルス感染症の影響による保険料の減免の特例）</p> <p>第8条 新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した場合における保険料の減免については、<u>令和4年度分</u>の保険料であって、<u>令和4年4月1日から令和5年3月31日までの間に</u>納期限が設定されているものについて適用し、第11条第2項の納期限日（特別徴収対象被保険者の場合は、減免を受けようとする保険料の徴収に係る特別徴収対象年金給付の支払に係る月）までにの規定は適用しないものとする。</p>	<p>（新型コロナウイルス感染症の影響による保険料の減免の特例）</p> <p>第8条 新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した場合における保険料の減免については、<u>令和3年度分</u>の保険料であって、<u>令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間に</u>納期限が設定されているものについて適用し、第11条第2項の納期限日（特別徴収対象被保険者の場合は、減免を受けようとする保険料の徴収に係る特別徴収対象年金給付の支払に係る月）までにの規定は適用しないものとする。</p>

第2条 木津川市介護保険条例の一部を改正する条例（令和3年木津川市条例第14号）の一部を次のように改正する。

（下線部分は改正部分）

改正後	改正前
<p>附 則</p> <p>1 (略) (経過措置)</p> <p>2 この条例による改正後の木津川市介護保険条例の規定は、令和3年度以後の年度分の介護保険料について適用し、<u>令和2年度分の介護保険料</u>については、なお従前の例による。</p>	<p>附 則</p> <p>1 (略) (経過措置)</p> <p>2 この条例による改正後の木津川市介護保険条例の規定は、令和3年度以後の年度分の介護保険料について適用し、<u>令和2年度分までの介護保険料</u>については、なお従前の例による。</p>

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和4年4月1日から施行する。  
(経過措置)
- 2 第1条の規定による改正後の木津川市介護保険条例の規定は、令和4年度以後の年度分の介護保険料について適用し、令和3年度分の介護保険料については、なお従前の例による。

## 政策等の形成過程の説明資料

議 案 名	承認第6号 木津川市介護保険条例等の一部改正について				
担 当 課	高齢介護課 介護保険係				
提案事項の概要等 (必要性、効果等)	新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した場合における介護保険料の減免に関し、令和4年4月1日以降に納期限が設定されているものに適用するため、所要の改正を行うものです。				
提案に至るまでの経緯	・「新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少したこと等による介護保険の第一号保険料の令和4年度における減免措置に対する今後の財政支援の取扱いについて（令和4年3月14日付け厚生労働省老健局介護保険計画課事務連絡）」に基づき、改正案を策定。				
市民参加の状況	<input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無				
市総合計画の位置付け	基本方針	2 誰もが生き生きと、生涯元気で暮らせるまちづくり			
	政策分野	4 福祉			
	施 策	② 高齢者福祉 ④ 利用者本位の介護保険事業の推進			
概 算 事 業 費 ( 単 位 : 千 円 )	<input checked="" type="checkbox"/> 単年度（令和4年度） <input type="checkbox"/> 複数年度（ 年度） 事業費：1,000,000円（R3年度実績ベース） (財源内訳) 国庫支出金：400,000円（事業費の10分の4相当額） 一般財源：600,000円				
将来にわたる効果及び 経費の状況	新型コロナウイルス感染症の影響により事業収入等が減少したことにより、生活が困窮している方の日常生活を維持するための生活支援策として、介護保険料を減免します。 減免による介護保険料収入の減少分は、第一号保険料の賦課総額に対し、第一号保険料の減免見込額が占める割合が1.5%未満である場合、第一号保険料の減免総額の10分の4相当額を、1.5%以上3%未満である場合、第一号保険料の減免総額の10分の6相当額を、3%以上である場合、第一号保険料の減免総額の10分の10相当額を特別調整交付金として財政支援される予定です。				